

令和8年度
大学・短大及び専修学校定住促進奨学金予約奨学生出願のしおり

公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター

山口県ひとづくり財団は、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な学生の修学促進に寄与するため、学資の貸与を行っています。

令和8年度大学・短大及び専修学校（以下、「大学等」という）定住促進奨学金予約奨学生を、以下のとおり募集します。

<出願の資格>

- 1 保護者等が山口県内に住所を有しており、高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校の最終学年に在学し、令和8年4月に大学・短大及び山口県内の在学期間が2年以上の専修学校（県内の自宅から県外の専修学校へ通う場合を含む）へ進学を希望している者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的理由により修学が困難であると認められる者
- 3 大学等を卒業後に継続して5年以上山口県内に定住する意思を有する者

<募集定員、募集期間、貸与期間及び貸与月額>

- 1 募集定員
令和8年度大学等奨学生新規採用定員の半数程度
- 2 募集期間
令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月30日（火）
<注意>学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早く設定されていることもあるので、在学している学校に確認してください。
- 3 貸与期間
①入学前の3月に入学一時金を貸与
②大学等が定める修業年限とし、入学する日の属する月から卒業する日の属する月まで貸与
- 4 貸与月額等
入学一時金（定住促進奨学金）300,000円を送金後、正規の修業期間について、以下の金額での貸与を予定

区 分		貸与月額 (うち、定住促進奨学金額)	備 考
国 公 立 大 学 (短大を含む)	1～6年次生	63,000円 (20,000円)	・定住促進奨学金とは、卒業後に継続して5年以上、山口県内に居住することが条件の奨学金です。 ・大学又は短大については、大学一般奨学金の貸与額に20,000円を上乗せして貸与します。 ・専修学校については、全額が定住促進奨学金扱いとなります。 ※卒業後に継続して5年以上山口県内に居住しない場合は、貸与額のうち、「定住促進奨学金」の部分に対して、年3.0%の利息が発生します。
私 立 大 学	1～6年次生	72,000円 (20,000円)	
私 立 短 大	1～3年次生	71,000円 (20,000円)	
国公立 専修学校	1～3年次生	63,000円 (63,000円)	
私 立 専修学校	1～4年次生	71,000円 (71,000円)	

<出願の手続き>

出願に必要な書類は次のとおりです。在学学校を経由して出願していただくことになりますので、それぞれの学校の指定期日までに提出してください。

- ① 山口県ひとづくり財団定住促進奨学金予約奨学生願書
- ② 山口県ひとづくり財団定住促進奨学金予約奨学生推薦調書（各学校が作成）
- ③ 承諾書
- ④ 住民票（願書提出日の3か月以内の本籍・個人番号の記載のないもので家族全員分）
保護者等が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。
- ⑤ 最新の令和7年度（令和6年分）課税証明書（願書提出日の3か月以内の住民税課税標準額及び市町村住民税調整控除額の記載があるもので生計維持者全員分 ※詳細は別紙「生計維持者について」参照）

<所得の基準>

別紙「所得基準について」を確認してください。

<予約奨学生の決定>

- 1 予約奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、予約奨学生を決定します。
- 2 採否の結果については、令和7年12月中旬までに在学学校を経由して通知します。

<採用の手続き>

採用の対象となるのは、予約奨学生の決定通知を受け、令和8年4月に進学する場合です。
なお、令和8年4月に進学しない場合は、予約奨学生の採用は取り消しとなります。

- 1 進学が決定した場合
 - ① 「誓約書」、「奨学金借用証書」、「奨学金振込口座（変更）届（様式第13号）」「入学手続き終了届」（書類は採用通知時に配付）を不備なく記入して、合格通知書（写）と連帯保証人2人分の「印鑑登録証明書」を添付し速やかに在学学校へ提出してください。
※奨学金の貸与を受けるには連帯保証人2人（1人は保護者等、もう1人は別世帯で、ともに独立して生計を営む有職者で返還に責任を負うことのできる65歳以下の成人）を立てる必要があります。
なお、入学一時金の送金は3月下旬の予定です。
 - ② 提出いただいた奨学金借用証書の控えについては、進学学校を通して返却いたします。
- 2 次の各項のいずれかに該当する場合は、採用にはなりません。
 - （1）所定の書類を提出期限までに提出しなかったとき
 - （2）進学するまでの間に、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があったとき
 - （3）連帯保証人2人を立てることができないとき

<奨学金の貸与>

- 1 採用者への奨学金の送金は、奨学生名義の金融機関の口座に直接振り込みます。
- 2 他団体の奨学生に採用され、その貸与を受ける場合は本財団の貸与を終了します。
- 3 奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 4 学業成績等が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったとき等の場合は、貸与を廃止します。
- 5 保護者等が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

<奨学金の返還>

1 奨学金返還計画書の作成

本財団の奨学金は学資として貸与されるもので、貸与終了（卒業、辞退等）後は必ず返還しなければなりません。貸与終了時（卒業時、辞退時）に奨学金返還計画書（用紙は奨学センターから在学学校へ送付）を学校を通して提出してください。

2 返還の方法及び期間

- ① 奨学金の返還は貸与終了後 6 か月据え置いてから、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で貸与された全額を返還することになります。
- ② 大学等の定住促進奨学金を含む奨学金の返還期間は、貸与を受けた期間の 4 倍の期間と 20 年のいずれか長い方の期間内になります。
- ③ 高等学校から大学等まで継続して貸与を受けた場合の返還期間は、大学等分の返還期間に高等学校での貸与期間を加えた期間内になります。

※参考 月賦返還の目安（100 円単位とし端数初回調整）

1) 予約奨学生として採用され、私立大学で 4 年間貸与を受けた合計 3,756,000 円について、20 年間（240 回）で毎月均等返還する場合

⇒ 初回 27,600 円（一般分 10,400 円 + 定住分 17,200 円）、2 回目以降 15,600 円（10,400 円 + 5,200 円）で返還。

貸与金額内訳：一般分 52,000 円×48 か月=2,496,000 円
定住分 300,000 円（入学一時金）+20,000 円×48 か月=1,260,000 円
返還金額内訳：一般分 毎月 10,400 円×240 回=2,496,000 円
定住分 初回：17,200 円 2 回目以降：5,200 円×239 回=1,242,800 円

※卒業後山口県内に定住しない場合は、定住分（1,260,000 円）について年 3.0%の利息がかかります。

2) 予約奨学生として採用され、私立専修学校で 4 年間貸与を受けた合計 3,708,000 円について、20 年間（240 回）で毎月均等返還する場合

⇒ 初回 27,400 円、2 回目以降 15,400 円で返還。

貸与金額内訳：定住分 300,000 円（入学一時金）+71,000 円×48 か月=3,708,000 円
返還金額内訳：定住分 初回：27,400 円 2 回目以降：15,400 円×239 回=3,680,600 円

※卒業後山口県内に定住しない場合は、年 3.0%の利息がかかります。

3) 高校で 3 年間貸与を受けた（例貸与金額 1,080,000 円）者が、予約奨学生として採用され、私立大学で 4 年間貸与を受けた合計 4,836,000 円について、最大期間の 23 年間（大学分返還期間 20 年+高校分貸与期間 3 年間の 276 回）で毎月均等返還する場合

⇒ 初回 51,000 円（一般分 28,500 円 + 定住分 22,500 円）、2 回目以降 17,400 円（一般分 12,900 円 + 定住分 4,500 円）で返還。

貸与金額内訳：一般分 1,080,000 円+2,496,000 円=3,576,000 円
定住分 1,260,000 円
返還金額内訳：一般分 初回：28,500 円 2 回目以降：12,900 円×275 回=3,547,500 円
定住分 初回：22,500 円 2 回目以降：4,500 円×275 回=1,237,500 円

※卒業後山口県内に定住しない場合は、定住分（1,260,000 円）について年 3.0%の利息がかかります。

3 返還猶予

大学院等の上級学校への進学、疾病その他正当な理由で奨学金の返還が困難になったときは、願い出によって、進学等の場合は在学期間、その他の場合は原則として1年間を限度とし、返還を猶予します。

4 延滞利息

奨学金は定められた返還期限までは無利息ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。

<その他>

- 1 大学又は短大への進学先については山口県内外を問いません。
- 2 予約奨学生不採用となった場合でも、在学奨学生募集（4月）に出願できます。ただし、入学一時金については予約奨学生に限りです。
- 3 入学一時金を送金後に、届出学校とは違う学校へ進学した場合や進学しなかった場合は、ただちに返金していただきます。
- 4 予約奨学生募集と在学奨学生募集（4月）は、次の点が異なります。
 - ・入学一時金の取扱は予約奨学生募集の場合のみです。
 - ・予約奨学生募集は、月額貸与分の初回の送金時期が在学奨学生募集より早くなります。（令和8年度は5月25日に4月・5月分をまとめて送金予定）

大学・短大	予約奨学生募集	在学奨学生募集
入学一時金（定住）	有（必ず付与）	無
定住促進奨学金 （一般分+20,000円加算）	必ず付与 在学奨学生募集は、進学先が大学または短大の場合、一般分のみの金額での貸与が可能です。 定住促進奨学金が不要の場合は進学後に在学奨学生募集に出願してください。	出願時に希望有か希望無かを選択
返還期間	貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間	一般分のみ；貸与期間の4倍の期間 定住加算あり；貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間
月額貸与初回送金（予定）	4～5月分をまとめて5月25日	4～8月分をまとめて8月下旬

専修学校	予約奨学生募集	在学奨学生募集
入学一時金	有（必ず付与）	無
定住促進奨学金	全額が定住促進奨学金	
返還期間	20年	
月額貸与初回送金（予定）	4～5月分をまとめて5月25日	4～8月分をまとめて8月下旬

予約奨学生出願に関する、ご不明な点は、高等学校又は奨学センターにお問い合わせください。

公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター
〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
TEL 083-933-4770（平日8:30～17:00）